

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

職 名	氏 名	備 考
岩手県文化スポーツ部 副部長兼文化スポーツ企画室長	泉 裕 之	
岩手大学教育学部 教授	鎌 田 安 久	委員長
岩手県スポーツ推進委員協議会 会長	佐 藤 勝 士	副委員長
税理士	猿ヶ澤 顕 洋	
岩手県商工会議所連合会 事務局長	猿 川 毅	

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手県営運動公園、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県営武道館、岩手県立御所湖広域公園艇庫、岩手県営スキージャンプ場、岩手県勤労身体障がい者体育館及び岩手県営屋内温水プール（以下「岩手県営スポーツ施設」という。）の指定管理者選定に際し、必要な事項を審議するため、岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 指定管理者選定に係る基本方針に関する事項
- (2) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (4) その他指定管理者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、知事が委嘱する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第6 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会に関する庶務は、岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。